

協会の結束、日石組の台長並に争議員十二名は「暴力行為
絶對反対！」の必勝を期す一貫的反抗争議本部、の長藤二雄を
押立てて反抗前村組並に金竹柳組に必勝願書を執行して、引續き
反抗前庭方面に不敵行軍に出たので反抗労働係員と小競合を
なし警察當局に解散を命ぜられた。

翌十日夕方より更に反抗前長日宅に大勢押しかりて面會強要、
メーデー歌高唱し氣勢を振付たので、公安を善するものとして
日石玉串以下組合員八名争議員三名計十一名(全部)別轄後
藤守警察署に移送された。

かくて争議側は於ては更に東京協会の結束反抗附近被害長民
との共同戦線、争議本部の移轉(反抗前庭附近)等をなして
一層積極的抗争に出でたるに、反抗當局は依然態度強硬にして
遂に永久職に入らんとしたので、双方の關係を安んじた出川郡

後藤寺町 協会の結束、日石組の台長並に争議員十二名は「暴力行為
絶對反対！」の必勝を期す一貫的反抗争議本部、の長藤二雄を
押立てて反抗前村組並に金竹柳組に必勝願書を執行して、引續き
反抗前庭方面に不敵行軍に出たので反抗労働係員と小競合を
なし警察當局に解散を命ぜられた。

十二、解決條件

- 1、反抗側は被解雇者四名に對し解雇手當及離職金を含む金銭
賠償宛支給すること
 - 2、争議費用として金白圓を支給すること
- 因みに争議員の一人たる被奉行若藤本米は十一日突然所在不
明となつたのである。